

日本ドリーム・サービス株式会社

平成19年11月15日

酒木 博 様


 有限責任中間法人
 都市ガス振興センター
 代表理事 市野 純生

平成19年度エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助金 支払確定通知書

補助金交付番号	9A093
---------	-------

上記補助金の交付について、エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助金業務方法書第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分 ※

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I. 設 計 費	0 円	0 円	1/3	0 円
II. 既存設備撤去費	1,570,000 円	1,570,000 円	1/3	523,333 円
III. 新規設備機器費	21,531,500 円	21,531,500 円	1/3	7,177,166 円
IV. 新規設備設置工事費	2,110,000 円	2,110,000 円	1/3	703,333 円
V. 敷地内ガス管敷設費	3,793,000 円	3,543,000 円	1/3	1,181,000 円
合 計	29,004,500 円	28,754,500 円		9,584,832 円

※ 概算払がある場合はこの金額を含んだ額です。

2. 補助金交付確定額と概算払済金額

補助金交付確定額①	概算払済金額②
9,584,832 円	0 円

3. 補助金精算払額①-②

9,584,832 円

(別紙2)

補助金交付番号				
9	A	0	9	3

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

記入日						
平成	19	年	9	月	26	日

平成 19 年度エネルギー多消費型設備天然ガス化推進事業
転換前後の対象設備比較表

	転換前対象設備		転換後対象設備
対象設備名	ボイラ		ボイラ
台数	1台	2台	3台
製造メーカー	(株)平川鉄工所		三浦工業(株)
型式	MPボイラ No. 805	MPボイラ MINY1300F	SQ-2500ZS
定格能力	換算蒸発量3.6t/h	換算蒸発量1.5t/h	換算蒸発量2.5t/h
定格効率			96%
使用燃料	A重油		都市ガス13A
燃料使用量	260 l/h	102 l/h	144.7m ³ /h
転換範囲	設備転換		バーナ転換
転換対象 付帯設備 (付帯工事)	軟水装置・脱酸素水製造装置・給水タンク・薬注装置・蒸気ヘッド 基礎工事 ・ 煙突撤去工事 ・ 電気配線工事 給水配管(既設給水配管からボイラ本体まで) 蒸気配管(ボイラ本体から既設蒸気配管まで)		

※ 「転換範囲」は、「設備転換」「バーナ転換」のいずれかを記載すること。

※ 「定格能力」は、以下の能力を記載すること。

- ・蒸気ボイラにおいては換算蒸発量 [t/h]
- ・温水ボイラ、吸収式冷温水機等、定格出力が明確な設備においては定格出力 [kW]
- ・工業炉等、定格出力が明確でない設備においては、バーナの定格出力 [kW]
- ・コージェネレーションにおいては、発電出力 [kW]、排熱回収熱量 [kW]

13. 資金調達計画（補助事業に要する経費）※14

調達先	補助金	自己資金	借入金	合計
調達金額	9,604,498 円	0 円	19,209,002 円	28,813,500 円

※14 申請者が複数の場合は空欄とし、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること

14. 二酸化炭素排出削減量及び費用対効果

二酸化炭素排出削減量	836.680	▲t-CO2/年
費用対効果※15	11.479	千円/▲t-CO2

※15 (補助金交付申請額/二酸化炭素排出削減量)を記入すること。

15. 補助事業の開始及び完了予定日※16

開始予定日	平成	19	年	5	月	17	日	完了予定日	平成	19	年	9	月	25	日
-------	----	----	---	---	---	----	---	-------	----	----	---	---	---	----	---

※16 詳細スケジュールを添付すること。

16. 確認事項（有、無のいずれかに○を記載）

(1) 消費税等の仕入控除の実施		
消費税等の仕入控除を実施する。	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
(2) 他の補助金との重複		
本事業に関し、他の補助金を重複して受けている。	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無
(3) 本事業に関し、子会社・関連会社の使用の有無		
本事業に関し「出資比率15%以上の会社」を、工事請負契約者または資材購買契約者の対象として考えている。	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無

平成21年度地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定通知書

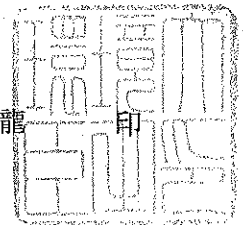
事業実施者 日本ドリームサービス株式会社

平成22年12月10日付けで交付申請のあった平成21年度地球温暖化対策推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成22年12月27日

環境大臣

松本 龍



記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成22年12月10日付交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。
事業に要する経費 金 4,750,000 円 交付決定額 1,583,000 円
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成22年12月10日付交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業実施者は、適化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱（平成22年 3月12日環地温発第 100312002 号）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成23年 1月21日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。